

京都府警察監察規程

〔最終改正 令和3.6.10 本部訓令第13号〕

(目的)

第1条 この規程は、警察運営の適正かつ能率的な遂行及び厳正な規律の保持に資するため、京都府警察が実施する監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監察の種類)

第2条 監察の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合監察
- (2) 随時監察
- (3) 特命監察

2 総合監察とは、全警察署に対して、日時を定め、警察各般の事項について行う監察をいう。

3 随時監察とは、所属に対して、随時、捜査運営、勤務規律、市民応接等特定の項目について行う監察をいう。この場合において、その実施に当たっては、監察の項目等によって、特別監察及び指導監察等の名称を用いることができる。

4 特命監察とは、警察職員に犯罪、非違若しくは事故があり、又はその疑いがあると認めるときに、特に警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受けて行う監察をいう。

(監察官の担当方面)

第3条 監察官は、首席監察官が本部長の承認を得て、監察官ごとに定める方面の監察を担当するものとする。

2 首席監察官は、監察実施上必要があると認めるときは、本部長の承認を得て、前項の規定による担当方面にかかわらず監察官を相互に協力させ、又は他の監察官が担当する方面に関する監察を実施させることができる。

(監察官室兼務者の事務)

第4条 監察官室兼務者は、所属する部の所管する業務に関し、首席監察官の指揮監督を受け、所属に対する監察に従事するものとする。

(監察実施計画)

第5条 本部長は、監察を計画的に実施し、監察の機能を適正に発揮するため、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする所属
- (4) 監察の時期

3 本部長は、監察実施計画を作成したときは、速やかに、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(監察の実施)

第6条 本部長は、監察実施計画に従うほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに、監察を行うものとする。

(監察実施上の留意事項)

第7条 監察の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(監察実施時の所属長への通知)

第8条 本部長は、総合監察及び随時監察を行うときは、あらかじめ、監察の対象とする所属の長に対して、監察実施計画に定められた事項を通知するものとする。ただし、随時監察を行う場合において特に必要と認めるときは、この限りでない。

(特命監察事案等認知時の報告)

第9条 監察官は、特命監察に係る事案又はそのおそれのある事案を認知したときは、速やかに、その概要を首席監察官を経由して本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、警察職員に係る前項に規定する事案を認知したときは、速やかに、その概要を首席監察官を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察官の補助)

第10条 本部長は、監察の実施に当たり、必要があると認めるときは、警察本部の警察職員に監察官の補助を命じるものとする。

(監察官への協力)

第11条 所属長は、特命監察が円滑に実施されるよう、次に掲げる事項について監察官に協力しなければならない。

- (1) 事案の実情を文書によって報告すること。
- (2) 関係ある警察職員を一定の場所に出頭させ、説明させること。
- (3) 関係文書その他書類を提出すること。
- (4) その他監察官が必要と認めること。

(監察結果等の報告)

第12条 監察官は、監察終了後、速やかに、監察結果を首席監察官を経由して本部長に文書で報告しなければならない。

2 監察官は、特命監察を実施したときは、必要の都度、その実施の状況を首席監察官を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察結果に基づく措置等)

第13条 本部長は、前条第1項の規定による監察結果の報告を受けたときは、その結果に基づき、所属長に対し、業務の改善等必要な事項を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属長は、速やかに、改善措置等を行い、その結果を首席監察官を経由して本部長に文書で報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第14条 本部長は、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも1回、監察の実施の状況を公安委員会に報告するものとする。

2 本部長は、特命監察を実施した場合において、必要があると認めるときは、その実施の状況を公安委員会に報告するものとする。

3 本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2第1項の規定による指示がある場合のほか、警察職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該警察職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、公安委員会の定めるところにより、その結果を公安委員会に報告しなければならない。

(1) その職務を遂行するに当たって、法令又は条例の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

（秘密の厳守）

第15条 監察の業務に現に従事し、又はかつて従事した者は、監察に関し知ることのできた事項について、秘密を厳守しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。